

日田市教育行政実施方針 (案)

令和8年度～令和9年度

日田市教育委員会

目 次

I	教育行政の推進	P5
第1	市民と共に創る	P5
1.	市民と共に創る教育委員会づくり	P5
	＜主な取組＞	
	(1)教育委員会の活性化	P5
II	学校教育の充実	P7
第1	学びを変える	P7
1.	子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実	P7
	＜主な取組＞	
	(1)確かな学力の育成	P7
	(2)一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実	P10
2.	子どもの心と体を育てる学校教育の充実	P11
	＜主な取組＞	
	(1)豊かな心の育成	P11
	(2)健康・体力づくりの推進	P12
3.	豊かで適正な教育環境の整備	P14
	＜主な取組＞	
	(1)教育環境整備事業の推進	P14
	(2)安心して学べる支援事業の推進	P16
第2	学校を安全で、安心な場所に	P17
1.	子どもの多様性に応じた学校教育の充実	P17
	＜主な取組＞	
	(1)不登校対策の充実・強化	P17
	(2)教育センター機能の充実	P18
2.	安全・安心な教育環境の確保	P20
	＜主な取組＞	
	(1)いじめ対策の充実・強化	P20
	(2)児童生徒の安全確保	P21
	(3)安全・安心で快適な学校施設整備の推進	P22

(4)教職員の働き方改革	P 24
3. 学校人権教育の充実	P 25
<主な取組>	
(1)学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	P 25
(2)人権教育の指導内容及び指導方法の充実	P 27
(3)教職員研修の充実	P 28
(4)家庭・地域や関係機関・団体及び各校種間との連携	P 29
4. 安全・安心な給食とアレルギー対応食の提供	P 31
<主な取組>	
(1)安全・安心な学校給食の提供	P 31
(2)食育の推進	P 32
(3)将来にわたる安定的な運営	P 34
第3 「ひた」の子どもを地域とともに	P 35
1. 特色ある学校経営の推進と家庭・地域との協働した学校づくり	P 35
<主な取組>	
(1)咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進	P 35
(2)コミュニティ・スクールの推進	P 36
(3)家庭・地域と協働して取り組む学校改善の推進	P 37
(4)地域（もの・ひと・こと）の活用	P 37
2. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実	P 39
<主な取組>	
(1)子育てを地域全体で行う	
地域学校協働活動（「協育」ネットワーク）の充実	P 39
(2)「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発	P 40
Ⅲ 社会教育の充実	P 42
第1 市民の豊かな学びを支える	P 42
1. 公民館機能の充実と学習基盤の整備	P 42
<主な取組>	
(1)市民の豊かな学びを支える公民館事業の充実	P 42
(2)市民の豊かな学びを支える学習環境の整備	P 43
(3)生涯学習の総合的推進のための連携の促進と強化	P 44
2. 社会教育における人権教育の充実	P 44
<主な取組>	
(1)社会教育における人権問題への取組の充実・支援	P 44

3. 博物館の機能の充実	P 46
<主な取組>	
(1)博物館施設の機能の充実	P 46
(2)所蔵資料の整備・充実	P 47
(3)体験学習の場の提供及び調査研究の実施	P 48
4. 図書館機能の充実と読書活動の推進	P 49
<主な取組>	
(1)蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化 及び利用者サービスの充実	P 49
(2)施設活用の促進と各種グループ等の活動支援	P 50
(3)公民館との連携による遠隔地サービスの充実	P 51
(4)学校及び福祉保健関係課との連携	P 52
(5)魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進	P 53

第 I 市民と共に創る

1. 市民と共に創る教育委員会づくり

(1) 教育委員会の活性化

<現状>

市教育委員会は、学校訪問や現場との意見交換の場の設定等により、現場の実情を把握するとともに、教育委員が政策形成過程へ参画し、学校現場や地域の実情を反映した教育行政を推進するよう努めています。また、教育委員会の活動を広く市民に周知するため、会議録や各施策、活動等に関する情報を市ホームページにて公開しています。

さらに、総合教育会議を通じて市長と連携を図り、教育行政に関する方針を共有しているところです。

<課題>

制度改正や教育のICT化といった教育行政の動向や学校、地域の状況を正しく把握し、教育行政に意見を反映させていくことが必要であることから、施策に関する意思形成過程への関与や市長との方向性の共有等を積極的に図っていかなければならず、あわせて、委員自身が教育行政に関する理解を深めることで、教育委員会の審議を活性化していくことが必要です。

また、教育行政の透明化を図るため、教育委員会活動について、市民へ周知を継続的に行っていく必要があります。

<基本的な方向性>

市教育委員会と学校、地域が情報を共有し、学校現場の実情が反映された教育行政を推進し、教育委員会の活性化を目指して、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

① 情報公開・情報把握の推進

- ・ 市教育委員会の開会日や議事録、教育施策の掲載について、広報紙やホームページを活用し、情報公開に努めます。
- ・ 学校訪問や育友会との意見交換などの定期的な実施、新たな教育手法や教育制度についての情報把握・共有など、学校現場の実態や実情の把握に努め、教育行政に反映していきます。
- ・ 教育委員の活動を情報発信することで、市民の教育委員会への理解を深める取組を進めます。

② 事務の執行状況等の点検評価及び公表

- ・ 効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすことを目的に、市教育委員会

の事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見を活用し、できる限り具体的な数値を示して毎年点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。

③市教育委員会の活性化に向けた取組の推進

- ・市の教育行政における各施策に教育委員の意見が十分反映されるよう、総合教育会議を通じて市長と協議・調整を行い、政策に関する意思形成過程への委員の参画を進めます。
- ・教育委員が各種研修会や視察等に積極的に参加し、教育行政全般についての理解を深めるとともに、定例教育委員会前に事前勉強会を開催するなど、教育委員会運営の活性化に努めます。

第1 学びを変える

1. 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実(「そろえる教育」から「伸ばす教育」へ)

(1) 確かな学力の育成

<現状>

- ◆ 直近3年間(令和5~7(2023~2025)年度)の全国学力・学習状況調査では、令和6(2024)年度小学校6年生の国語、令和7(2025)年度小学校6年生の国語・算数・理科で、全国平均を上回っています。
- ◆ 直近3年間(令和5~7(2023~2025)年度)の大分県学力定着状況調査では、小学校5年生は3年間全ての教科において、中学校2年生は、令和5(2023)年度の国語、令和6(2024)年度の国語・社会・数学、令和7(2025)年度の国語・理科で、全国平均を上回っています。
- ◆ 直近3年間(令和5~7(2023~2025)年度)の日田市学力調査では、小学校5年生、6年生の社会・理科と、中学校1年生、2年生の理科と英語が3年間連続して全国平均を下回っています。
- ◆ *1「VUCA」の時代と称される、変化が激しく、将来の予測が困難な時代において、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができる人材の育成が求められています。
- ◆ 全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進することが求められています。

*1「VUCA」

世界全体が極めて予測困難な状況に直面しているという21世紀の時代認識として用いられる、Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取った造語。

<課題>

- ◆ 学校の授業時間以外の学習時間が少ないこと、教科の愛好度が低いこと等、学びに向かう力について課題が見られます。
- ◆ 教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員が増えていることから、授業改善等、更なる組織的な学力向上の取組が必要です。
- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、*2デジタル学習基盤を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが必要です。
- ◆ 家庭学習においては、AIドリルの機能を活用した「個別最適な学び」を継続して推進していく必要があります。

*2「デジタル学習基盤」

1人1台端末や高速通信網、学習ソフト等を一体的に整備した教育環境。

<基本的な方向性>

学力の定着・学習意欲の向上を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

- ①「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学習意欲」を高める授業の充実

ア 客観的な学力・学習状況把握のための学力調査（市・県・国）と学力向上対策の実施

- ・小学校1年生～中学校2年生の3学期に標準学力調査（市）を実施し、県・全国学力調査とあわせて、当該学年の学習内容の課題を把握し、補充を行うことで、年度内の確実な定着を図ります。
- ・学力調査を活用する取組として、教科ごとの正答率や偏差値の結果に加えて、教科の「愛好度」や「理解度」の実態を把握します。

イ 「1時間完結型」「板書の構造化」「習熟の程度に応じた指導」「生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開の授業」などを示した*1「新大分スタンダード」に基づく組織的な授業改善を推進します。

- ・全ての児童生徒に学ぶ楽しさを味わわせるために、「わかった」「できた」を実感できる授業を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。
- ・「具体的な評価規準」に基づく個々の定着状況の把握を行うとともに、「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫を講じます。
- ・外国語指導助手（ALT）の各学校への計画的な派遣や、行事等における効果的な活用により、児童生徒の外国語に対する興味・関心及び学習意欲の向上を図ります。

ウ AIドリルを活用した学力の基礎・基本の定着

- ・小学校3年生から中学校2年生は、AIドリルを活用して、個に応じた学習に取り組む、基礎・基本の定着を図ります。

② デジタル学習基盤の効果的活用による情報活用能力の育成及び個別最適な学びと協働的な学びの実現

- ・デジタル学習基盤の活用による情報活用能力や思考力・判断力・表現力の育成に向けて、タブレット等のICT機器やソフトウェアを活用した教員の指導力の向上を図ります。
- ・児童生徒の主体的な学習活動の充実を目指すとともに、多様な他者と協働して学びを深める学習を推進します。

③ 学力向上の目標達成に向けた組織的な取組の確立

ア 各種マネジメントツールによる組織的な取組の推進及び検証改善サイクルの確立

- ・各学校は県教育委員会や市教育委員会による*2学校評価4点セットや*3学力向上プラン等を活用し、短期のPDCAサイクルで客観的・継続的に学力向上の検証改善を図ります。
- ・各学校は、自校で作成した学校評価4点セット等で掲げた目標達成のために、

*1 新大分スタンダード

大分県教育委員会
が、①「1時間完結型授業」、②「板書の構造化」、③「習熟の程度に応じた指導」、④「生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開の授業」の4つを柱として作成した授業の基本形。

*2 学校評価4点セット

学校教育課題の解決に向けて組織的に取り組むために、重点目標を焦点化・具体化した様式。

*3 学力向上プラン

学力向上に向けての学校全体の行動計画。

Ⅱ 学校教育の充実

各種主任等を中心とした、連携・協働による組織的な学校体制の確立に取り組みます。

- ・小学校教科担任制の推進及び中学校教科部会を機能させた教科指導力向上の仕組みを確立します。

④ 中学校学力向上を目指した外部支援員による学習支援

中学1・2年生の希望者を対象に、水曜日の放課後に補充学習を行い、学力の向上を図ります。

⑤ 専門的な人材の活用

児童生徒の学習意欲をより向上させるため、探究的な学びができるよう専門的な知識を持つ人材の活用を推進します。

⑥ 幼小中連携教育の推進(学びをつなぐ)

- ・小学校と中学校の教員が互いに交流し、学習指導方法の違いの検証や生徒指導上の情報を共有することにより、小中のスムーズな接続と義務教育9年間を通して培う力の、連続的・系統的な育成を図ります。
- ・こども園や保育園等の幼児教育施設と小学校の教職員が互いに交流し、幼児教育及び小学校教育の指導方法を共有することにより、架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のスムーズな接続を図ります。
- ・義務教育が修了する中学校から高校への進学に際し、円滑に接続できるよう高校との連携を推進します。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比	小 97.0%	R 3	小 105.0%
	中 99.2%	R 3	中 102.0%
「ALTとの学習は、自分の英語を話す力や聞く力の向上に役立っている」と回答した児童生徒の割合	小 94.7%	R 6	小 96.0%
	中 87.0%	R 6	中 88.5%
「授業にICTを活用して指導することができる」肯定的回答の教員の割合	小 89.9%	R 6	小 90.2%
	中 90.6%	R 6	中 90.9%
「将来の夢や目標を持っている」肯定的回答の児童生徒の割合	小 86.6%	R 6	小 86.9%
	中 63.4%	R 6	中 66.0%

(2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実

<現状>

特別な支援を必要とする児童生徒数の増加傾向に伴い、特別支援学級における指導や通常学級での補助職員による支援等の体制づくりを図っており、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実が求められています。

<課題>

特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、児童生徒の可能性を最大限伸ばせるよう、教職員の専門性を向上させていく必要があります。

<基本的な方向性>

障がいの状況を的確に把握し、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めていくため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①校内における就学指導及び相談体制の充実

- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を充実させ、特別支援教育に対する保護者の理解促進や就学等の相談・指導の充実を図ります。
- ・ 県教育委員会の専門家チーム会議や巡回相談等の周知を行い、その活用を推進します。
- ・ 特別支援学級及び支援を必要とする通常学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の策定を進めるとともに、県教育委員会の巡回指導を活用し各計画の質の向上を図ります。

②個に応じた教育支援体制の充実

- ・ 一貫した支援につなげていくため、個別の教育支援計画を策定する「ひたっ子支援ファイル」の取得や有効活用を進めます。
- ・ 早期からの一貫した支援を継続していくために、関係機関との連携した支援体制づくりに取り組みます。
- ・ 支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制のあり方を探るため、現状と課題に対する対策について、検討・協議を推進します。
- ・ 近年増加している帰国、外国人児童生徒に対しては、日本語指導支援員を派遣し、学校生活上の支援及び学習活動の充実を図ります。

③特別支援教育活動サポート事業の推進

- ・ 支援が必要とされる学校へ適正な人材を派遣するために、支援を必要とする児童生徒の的確な情報収集を進めるとともに、関係機関における情報の共有を図ります。
- ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた補助職員の適正な配置を進めるとともに、支援の充実に向けて適正な人材の確保とスキルアップのための研修の充実を図ります。

④教職員の専門性の向上

- ・ 特別支援教育コーディネーター及び担当者を対象として、合理的配慮の提供に対応できる専門性の向上を図るため、特別支援学校のコーディネーター等を講師に迎え、研修会を開催します。
- ・ 全教職員を対象として、特別支援教育に関する指導力を高めるため、教育センターの研修講座その他研修への参加を促進します。
- ・ 特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
- ・ 教育課程研究協議会の特別支援教育部会での研修等を活用し、専門的な指導力の向上を図ります。

⑤日田市立小中学校医療的ケア児支援事業の推進

- ・ 日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校へ看護師を派遣し、安全な学校生活及び教育活動の確保等の合理的配慮を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒の教育的ニーズの把握と、発達段階に応じた適切な支援を実施するため、関係機関との日常的な連携を推進します。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
「個別の指導計画」作成率	小 100%	R 6	小 100%
	中 100%	R 6	中 100%

2. 子どもの心と体を育てる学校教育の充実

(1) 豊かな心の育成

<現状>

全ての小中学校において、道徳教育全体計画(各教科との関連)を立て、作成した計画に基づき、道徳教育推進教員を中心に学校教育活動全体で道徳教育の充実を図っています。さらに、総合的な学習の時間などを活用したキャリア教育の充実を図っています。

<課題>

各学校における道徳教育の更なる充実と、総合的な学習の時間やキャリアノートの活用によるキャリア教育などの充実に向け、教育委員会として支援を行っていく必要があります。

<基本的な方向性>

豊かな人間性や社会性の育成の充実を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①学校全体で組織的に取り組む道徳教育の推進

道徳教育推進教師を中心として、道徳教育全体計画と各学年の道徳教育年間計画（各教科との関連）の推進を図ります。

②多様な人々との交流（未来への希望とあこがれをつくる）

- ・市の*1「おしごとマスター事業」や民間団体の活動、職場体験学習等を通じて、多くの方の生き方に触れることで、自身の成長を振り返り、実感させることができるようなキャリア教育の推進に努めます。
- ・関係課との連携や県の事業の活用により、他の地域や国の人たち、また、アスリートやアーティストなどとの交流の機会を増やし、自らの将来のために視野を広げ、挑戦する意欲を育みます。

③学校図書館を活用した読書活動の推進

読書活動の充実を図るため、学校図書館の利活用促進、読書に親しむ機会の確保に努め、本好き、読書好きな子どもの育成に努めます。

④家庭や地域との連携による豊かな心の育成

- ・道徳の授業を公開するとともに、地域人材、外部人材を道徳教育に活用し、家庭や地域と連携した道徳教育の推進を図ります。
- ・コミュニティ・スクールの活動の充実により、地域を支える心を育てるとともに、地域に愛着を持つ子どもを育みます。

*1 おしごとマスター事業

日田の魅力を再発見してもらうことを目的に、日田市内の小中高等学校を対象として、日田市のあらゆる分野で活躍する方に「おしごとマスター」として授業をしてもらうことにより、子ども達に地元企業や地元の仕事の魅力、働く大人の職業観、伝統技能や地域のことを知ってもらい、地元に興味を持てるようにするもの。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
読書が好きな児童生徒の割合	小 69.3%	R 6	小 71.0%
	中 54.1%	R 6	中 55.5%

*1 体力運動能力等調査（全国調査）

8項目×1学年×2（男女）=16項目【小5、中2対象】

*2 総合評価

全国調査における総合評価は、8項目の合計得点によりAからEの5段階で評価したものの、C層は体力・運動能力が平均的な層であり、C以上の割合は平均またはそれ以上の児童生徒の割合となり、体力水準がどの程度であるかを見るための国・県の主要な指標。

(2) 健康・体力づくりの推進

<現状>

◆ 令和6（2024）年度*1 体力運動能力等調査（全国調査）において、「運動をすることが好き」と答えた児童生徒の割合は、小学校男子と中学校男女において全国平均を上回りました。

また、全国調査における体力・運動能力が平均的な層とされている*2 総合評価C層以上の割合は、小学校男女と中学校男子において全国平均を上回りました。

◆ 全ての中学校において、関係機関と連携した薬物乱用防止教育を実施しています。

◆ 全ての小中学校において、食育計画に基づき食育を実施するとともに、5名の栄養教諭を市内小中学校に派遣し、専門的知見から各学年の発達段階に応じた食育の授業を実施しています。

<課題>

- ◆ 全国調査においては、中学校において目標得点に達しない生徒の割合が徐々に増加し、全国平均を上回った項目数は年々減少しています。今後はその課題を踏まえ、児童生徒が運動の楽しさを味わい、発達段階に応じて意欲が高まる授業づくりに加え、運動の日常化・習慣化につながる「一校一実践」を推進し、運動への愛好度や総合評価C以上の児童生徒の割合を高めていく必要があります。
- ◆ 日田市の12歳児一人平均むし歯本数は、令和2年度から低下してきているが、全国平均よりやや多い状況であるため、歯磨き指導や食に関する指導と併せて、現在小中学校で実施しているフッ化物洗口を今後も継続していく必要があります。

<基本的な方向性>

児童生徒のバランスの取れた体力・運動能力の育成と健やかな成長を促すため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

- ①健やかで活力を高める学校体育の充実
 - ・ 体育専科教員の活用などにより、運動の日常化・習慣化につながる学校体育の充実を図ります。
- ②自分の健康を自ら守り、心身ともに健康な生活につながる学校保健の充実
 - ・ 「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育を充実していきます。
- ③望ましい食習慣につながる食育やむし歯予防対策の推進
 - ・ 栄養教諭を活用した授業の実施などによる食に関する指導を充実していきます。
 - ・ 育友会やPTAと連携した保護者・家庭への啓発に取り組んでいきます。
 - ・ 学校におけるフッ化物洗口の実施等によるむし歯予防対策を推進していきます。
 - ・ 就学前の幼児へのフッ化物洗口実施について、こども園等の保護者に働きかけるため、関係各課との連携を図ります。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動することが好き」な児童生徒の割合	小男 75.8%	R 6	小男 76.4%
	小女 53.3%	R 6	小女 53.9%
	中男 71.6%	R 6	中男 72.2%
	中女 48.3%	R 6	中女 48.9%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「総合評価C以上の児童生徒」の割合	小男 72.1%	R 6	小男 72.7%
	小女 78.5%	R 6	小女 79.1%
	中男 73.3%	R 6	中男 73.9%
	中女 78.2%	R 6	中女 78.8%
栄養教諭による各校での食育授業の学年実施率	小 99.1%	R 6	小 95.0%
	中 94.4%	R 6	中 90.0%
12歳児一人平均のおし歯本数	0.60本	R 6	0.54本

3.豊かで適正な教育環境の整備

(1)教育環境整備事業の推進

<現状>

- ◆ 平成21(2009)年に「日田市立小中学校教育環境整備検討委員会」から出された答申に基づき、平成26(2014)年度までに学校規模の適正化等に取り組んできましたが、それ以降も少子高齢化による人口減少は続き、児童生徒数が減少して、過小規模校が生じています。
- ◆ 学習・読書支援を目的とし、資料の収集・整備、授業協力、情報活用能力の育成、読書推進活動など学校図書館の機能を充実させるため、全ての小中学校に学校図書館員を配置しています。
- ◆ ICT教育環境については、タブレット端末や校務用パソコンなどの適切な更新に努めるとともに、児童生徒用タブレット端末においては、効果的な活用とあわせ、持ち帰り学習にも取り組んでいます。
- ◆ ネットワーク機器やファイルサーバなどは、導入後一定期間が経過し、更新時期を迎えています。

<課題>

- ◆ 大分県の複式学級基準に該当する学校が生じているため、学校規模を踏まえながら、教育効果の維持・向上を図るための教育環境整備が必要です。
- ◆ 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが必要です。
- ◆ デジタル学習基盤を活用した授業内容・授業方法の進展に伴い、安定したシステムやネ

ネットワーク環境の確保を図る必要があります。

- ◆ 学校情報セキュリティの確保のために、技術的対策に加えて、学校情報セキュリティポリシーの浸透を図り、人的セキュリティ対策を行う必要があります。

<基本的な方向性>

複式学級の解消、学校図書館の充実、タブレット端末の活用促進や校務支援システムの移行等のICT教育環境の整備などを通して、児童生徒が豊かな教育環境の中で、より充実した教育を受けられるよう、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①過小規模校における教育環境の充実

増加が見込まれる複式学級の解消と、学校の適正な運営のため、県への加配教員の配置を要請するとともに、市費雇用の教職員の適正配置に努めます。

②教育環境整備に関する検討

児童生徒数が少ない過少規模校が複数生じていることから、教育効果等を踏まえ、適正規模、適正配置について検討を行います。

③学校図書館の充実

- ・ 学校図書館員の配置に当たっては、図書システムの活用による管理業務の効率化を図りながら、児童生徒数に応じた兼務校配置など、効率的な人員配置に努めます。
- ・ 学校図書館員については、研修や各学校間における情報共有、淡窓図書館との連携などを通じて資質の向上を図ります。
- ・ 学校図書館の図書については、「学校図書館図書標準」に基づく蔵書の標準冊数を維持するよう努めながら、計画的な図書の購入・廃棄を行います。

④ICTによる教育環境整備の推進

- ・ 日田市立学校教育情報化推進計画に基づき、児童生徒の1人1台のタブレット端末や高速大容量のネットワーク整備が完了した中で、引き続き学校のICT教育環境の計画的な整備・更新を一層推進します。
- ・ 校務用シンクライアントなどのシステムや、校内*1無線LANを含むネットワーク環境の適切な管理と計画的な更新を行いながら、引き続きシステムの安定稼働に努めます。
- ・ 教職員に対して学校のICT教育環境についての理解を深めてもらうことで学校情報セキュリティポリシーの浸透を図ります。
- ・ 児童生徒及び保護者の情報モラルの向上のため、授業や保護者向け研修を促進します。

*1 無線LAN
電波でデータの送受信を行う構内通信網 (Local Area Network) のこと。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
複式学級のある学校数	0校	R 6	0校
「学校図書館図書標準」に示す蔵書の標準冊数を達成している学校数	30校	R 6	30校
校内無線LAN機器の障害（1日以上）件数	0件	R 6	0件

(2) 安心して学べる支援事業の推進

<現状>

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の割合は、日田市においても改善の傾向はみられず、また、市内周辺部地域に居住する児童生徒については、遠距離の通学に費用負担が生じている家庭などもあり、教育に係る保護者の経済的負担は、依然として大きい状況です。

<課題>

子どもの将来が、生まれ育った家庭の経済的な事情によって左右されることのないよう支援を行うことが必要ですが、支援を必要としている家庭に対し、いかに効果的な支援を行っていくかが課題となっています。

<基本的な方向性>

教育に係る経済的な負担を軽減し、安心して学べる環境づくりを推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①奨学資金事業の推進

就学者等の経済的な負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、定期募集をはじめ、災害等により家計が急変した家庭を対象とした緊急採用についても周知に努めます。また、貸与にあたっては、公平な審査と返還金の滞納対策など奨学資金の財源確保に取り組み、制度の安定的な運用に努めます。

さらに、令和6年度に新設した返還を要しない給付型奨学金により、就学者の経済的な負担軽減にも取り組みます。

②教材費に係る保護者負担軽減の推進

児童生徒が授業で使用する教材等の購入に係る経費を公費負担することにより、保護者の経済的負担を軽減します。

③就学支援事業の推進

- ・ 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等の必要な援助を行い、より安心して学べる支援体制の整備に努めます。

- ・ 遠距離通学による保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して学べる環境を提供するため、通学補助及び遠距離のため下宿代等を要する高校生の保護者に対する就学援助事業を継続して実施します。

第2 学校を安全で、安心な場所に

1. 子どもの多様性に応じた学校教育の充実

(1) 不登校対策の充実・強化（誰一人取り残さない）

<現状>

令和6（2024）年度の不登校児童生徒数は、173名となっています。全国的にも不登校児童生徒数は増加していますが、日田市が策定した「不登校対策アクションプラン」を参考に、全ての小中学校において「児童生徒支援プラン」を作成し、不登校未然防止対策の充実に取り組んでいます。

<課題>

不登校児童生徒はコロナ禍以降も増加し、低年齢化・長期化の傾向も続いています。不登校児童生徒の社会的自立のためには、不登校児童生徒やその保護者を孤立させず、誰ともつながっていない状態を解消する取組が必要です。また、不登校未然防止に向けて、教育相談などによる児童生徒理解や支援に努めるとともに、家庭や関係機関との連携を密にして、組織的な不登校支援に取り組む必要があります。

<基本的な方向性>

全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、新規の不登校出現率の低減に向けた不登校未然防止対策の充実と不登校の兆候の早期把握・早期対応に努めます。

また、こども総合部と連動し、福祉・医療等の関係機関とも連携した不登校支援の充実を図ります。

<取組>

① 未然防止対策の充実

- ・ 校長のリーダーシップのもと、「児童生徒支援プラン」に基づき、不登校の未然防止を含む組織的な取組を推進します。
- ・ 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と児童生徒支援引継シートを活用した校種間の連携を推進します。

② 早期把握・早期対応の徹底

- ・ 「あったかハート1・2・3」運動の徹底に努めます。
欠席1日目＝電話連絡（状況確認、受診確認、励まし等）

***1 スクールカウンセラー**

子どもの心理に焦点をあて、感情や情緒面や行動等の個人の変容を促すことを主な業務とする専門スタッフ。

***2 スクールソーシャルワーカー**

社会福祉士や精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、家庭状況や生活環境、保護者等に焦点をあて家庭環境、生活環境等の改善のため関係機関との連携や調整、仲裁をすることを主な業務とする専門スタッフ。

***3 心の相談員**

学校への行き渋りや不登校の状況にある児童生徒を対象に、家庭訪問や登校支援、別室登校者支援等、学校復帰支援や自立支援を行うことを主な業務とする専門スタッフ。

***4 やまびこ学級**

教育委員会が教育センター内に設置した、不登校児童生徒の社会的自立を支援する施設のこと。

欠席2日目＝電話か家庭訪問（症状の具体的な把握等）

欠席3日目＝家庭訪問（再登校の不安の解消や励まし等、体調確認等）

欠席3日以上 組織対応開始（校内不登校対策委員会が中心）

- ・ 欠席状況把握シート（月3日シート）の活用による児童生徒の欠席状況の把握と組織的対応の徹底を図ります。

③社会的自立に向けた支援の充実

- ・ *1スクールカウンセラー、*2スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、*3心の相談員、登校支援員等を活用した相談体制の強化を図ります。
- ・ こども総合部との連動により、福祉、医療等の関係機関、親の会やフリースクール等の民間団体等との連携を強化していきます。
- ・ 不登校児童生徒の学校や同級生との関係づくり及び多様な学びを保障するため、タブレット端末等を活用したオンライン支援に取り組みます。
- ・ 登校支援員の配置された学校において、校内学習支援室の充実を図ります。

指標名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
全国問題行動・不登校等調査におけるいじめの解消率	小	72.8%	R 6 小 73.4%
	中	71.8%	R 6 中 72.4%
不登校児童生徒の出現率の全国との比		100.4%	R 3 90.0%以下
不登校児童生徒のうち、学校外の機関等とのつながりを持っていない児童生徒の割合		55.4%	R 4 25.0%以下

(2) 教育センター機能の充実

<現状>

- ◆ 研修については、教職員の指導力、資質向上を図ることを目的に、様々な研修講座を企画しています。
- ◆ 相談活動については、多様化する子どもたちの問題に対して、教育相談員と臨床心理士が連携しながら、相談体制を維持しています。
- ◆ 不登校児童生徒を支援する*4「やまびこ学級」では、将来の社会的自立に向けて、社会性を身につける体験活動や学力保障を重点に取り組んでいます。

<課題>

- ◆ 教職員の専門的知識や指導技術等の修得を目指し、今後も研修を企画していく必要があります。
- ◆ 複雑・多様化した問題に対応できる相談体制を維持していくことが必要です。
- ◆ 「やまびこ学級」に多様な児童生徒を受け入れるため、学習環境の整備・充実を図る必要があります。

<基本的な方向性>

教職員の指導力や資質の向上を目指すとともに、多種多様な問題に対応できる相談体制を組織します。多様な問題を抱える児童生徒に対応するため、自立支援環境の整備・充実を図ります。

<取組>

①教職員の指導力、資質向上の研修体制の充実

- ・ 咸宜園教育の理念について学ぶ講座を開講します。
- ・ 学校経営や運営等、学校マネジメント力を高める講座を開講し教職員研修を進めます。
- ・ 教科指導、教職員の学校経営への参画意識向上・多様化する学校問題に対応した講座等、日田市の課題や教職員の必要度にあった研修を実施します。
- ・ タブレット端末等のICT機器を活用した授業技術の習得や授業実践についての研修を実施し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 問題を抱える児童生徒に対する理解や支援を行うための技術や組織的な生徒指導等の修得に必要な研修を実施します。

②教育相談活動と児童生徒支援の充実

- ・ 教育相談員を教育センターのほか福祉部局にも配置し、電話・面談・訪問による「教育相談」の充実を図ります。
- ・ 臨床心理士によるカウンセリングや心理セラピーなど、心のケアに関する対応の充実を図ります。
- ・ 「やまびこ学級」に通う通級生への支援と指導の充実を図ります。
- ・ 問題行動に対応するため、こども総合部と連動し、関係機関との連携や支援の充実を図ります。
- ・ 学校へ行きたくてもいけない児童生徒を支援する「心の相談員・登校支援員」との連携を図りながら、児童生徒を学校や「やまびこ学級」に繋ぎ、自立に向けた支援を行います。
- ・ 学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉的視点から児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上を図り、関係機関と繋ぐスクールソーシャルワーカーを教育センター内に配置し、児童生徒の支援を充実します。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
夏季研修講座参加率	96.6%	R 5	95.0%

2.安全・安心な教育環境の確保

(1)いじめ対策の充実・強化(いじめを許さない)

<現状>

- ◆ 全ての小中学校において策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップのもと、教育相談コーディネーターを中心とした「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめ問題に組織的に対応しています。
- ◆ 令和6(2024)年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、日田市小中学校におけるいじめの認知件数は849件あり、全ての学校において、「いじめ見逃しゼロ」を目的として軽微な事案についても全て取り上げていくことができます。解消率は小学校72.8%、中学校71.8%で全体の解消率は72.7%でした。
- ◆ 「日田市立学校いじめ問題調査委員会」及び「日田市いじめ問題再調査委員会」を設置しており、いじめの重大事態が発生した場合にも対応できる環境を整備しています。

<課題>

- ◆ 急速に進歩する情報化社会において、インターネットやスマートフォンの正しい利用に関する指導などの情報モラル教育を、小学校低学年から系統的に実施していく必要があります。
- ◆ いじめ等の問題が長期化・重大化することを防止し、解決に向けた取組の支援の充実を図り、その対応や措置を行うため、警察をはじめ関係機関・団体との連携強化が必要です。

<基本的な方向性>

全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実や早期把握・早期対応の徹底を図るとともに、いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、関係機関と連携した支援の充実・強化を図ります。

<取組>

①未然防止対策の充実

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの未然防止を含む組織的な生徒指導体制の構築を図ります。
- ・ ネットトラブルの未然防止対策として、外部人材を活用するなど、正しいネット利用等の情報モラル教育のより一層の充実に努めます。

②早期発見・早期解決の徹底

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談による、いじめに係る状況把握に努め、早期把握・早期対応の徹底を図ります。
- ・ ネットトラブル等、SNSを介した問題行動に対する教職員の対応力を高めるための研修体制を充実していきます。

③関係機関等と連携した支援の充実・強化

- ・「日田市学校問題支援チーム」による専門的知見の活用や関係機関と連携した支援体制を充実していきます。
- ・年間1回以上のいじめ等の生徒指導をテーマとした教職員研修を実施します。

(2) 児童生徒の安全確保(心と身体を守る)

<現状>

- ◆ 地震・火災を想定した防災教育は、全ての小中学校で行うことができています。また、教職員研修等を通して土砂災害や河川の氾濫など、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化を図っています。
- ◆ 学校情報携帯メール配信システムは、令和4(2022)年6月に、配信対象を選択できる機能及び既読機能が付いた新システムへと移行し、自然災害による緊急対応や秘匿性の高い情報等、迅速かつ確実な情報伝達が可能となりました。
- ◆ 学校内や登下校中の生活安全、交通安全を確保するため、自ら危険を予測し、回避するための安全教育を日常的に実施しています。さらに、日田市通学路交通安全プログラムに基づいた通学路の点検や、校区のスクールガードによる見守り活動等、地域と連携した交通安全対策に取り組んでいます。

<課題>

- ◆ 地震・火災を想定した防災教育に加え、今後も引き続き、土砂災害や河川の氾濫など、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 学校情報携帯メール配信システムの有効性について、保護者や教職員に周知し、本システムへの登録と活用を促進していく必要があります。
- ◆ 学校内や登下校中の生活安全、交通安全を確保するための安全教育や、通学路の点検や地域のスクールガードと連携した見守り活動などの交通安全対策をさらに充実していく必要があります。
- ◆ 不審者侵入事件が全国的にも発生していることを踏まえ、安全教育だけでなく、施設管理の観点から防犯対策を行う必要も生じています。

<基本的な方向性>

児童生徒の安全を確保するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①防災教育・防災対策の推進

- ・ 防災訓練や防災活動などの実践的な防災教育の充実を図ります。
- ・ 学校防災アドバイザー等の指導助言により、危機管理マニュアルの見直しを促進します。
- ・ 防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実に努めます。
- ・ 全ての小中学校の立地環境等に応じた防災教育の充実を図るとともに、地域と連携し

た防災訓練を推進します。

- ・ 当該校が作成した*1「要配慮者利用施設における避難確保計画」について定期的な見直しを促進し、内容の適正化を図ります。

②学校内外における児童生徒の安全対策の充実

- ・ 不審者情報や自然災害による緊急対応等を速やかに周知できるよう「日田市学校情報携帯メール配信システム」の登録と活用を促進します。
- ・ 家庭や地域のスクールガードと連携した登下校時の見守り活動を推進します。
- ・ 日田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検等を通して、安全な通学路の環境整備に努めます。
- ・ 学校施設への不審者侵入の抑止力として、小中学校の門扉、フェンス等の設置を進めるほか、防犯カメラの適切な運用を行い、施設の防犯対策を強化します。
- ・ 法的知識を持つ*2スクールロイヤーを活用し、犯罪の未然防止や速やかな初期対応による問題解決に努めます。
- ・ 大分県教育委員会と連携するとともに、市雇用教員等の採用時には*3日本版DBSを活用し、性被害等の未然防止に努めます。

*1 要配慮者利用施設における避難確保計画

「水防法」「土砂災害防止法」の改正に伴い、該当する学校が作成し、市へ報告する避難計画のこと。

*2 スクールロイヤー

学校や教育委員会に対して、学校で発生するいじめや学校事故等の様々な問題について助言・アドバイスをする弁護士

*3 日本版DBS

「子ども性暴力防止法」(2026年12月施行)による教育・保育等従事者による子どもへの性暴力等の防止措置

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率	100%	R 6	100%
学校安全ボランティア（スクールガード）の人数	613人	R 6	600人
学校情報携帯メール配信システムの保護者登録率（年度末時点の登録件数と同年度5月1日時点児童生徒数との比）	100%	R 6	100%

(3) 安全・安心で快適な学校施設整備の推進

<現状>

- ◆ 学校施設の老朽化対策については、令和元(2019)年度に策定した日田市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的保全と長寿命化の推進を図るとともに、中・長期的な維持管理にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図っています。
- ◆ 校内のバリアフリー化については、障がいのある児童生徒が安全・安心に学校生活を過ごすことができるよう、大規模改修に合わせて施設整備を行うとともに、教室の照度についても、児童生徒の健康管理の観点から同様に改善を進めています。
- ◆ 児童生徒にとって快適な学習環境を提供するため、既設の空調設備の更新とともに、未設置の特別教室についても設置方針を定め、空調設備の設置を進めています。
- ◆ 学校施設内の遊具及び体育施設について、定期的な点検・改修を行い、安全・安心な施設の維持を行っています。

<課題>

- ◆ 日田市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に学校施設の改修を進めていますが、対象施設が多いため、1年ごとに実施する建物の劣化・老朽化に関する点検及び3年ごとの定期点検の結果を踏まえて、適宜計画の見直しを行う必要があります。
- ◆ 学校施設のバリアフリー化については、大規模改修に合わせてエレベーターや多機能トイレ等を設置していますが、大規模改修該当校以外の学校については、計画的な改修を行う必要があります。
また、衛生面に優れ、快適に利用できる洋式トイレへの改修を進めていく必要があります。
- ◆ 空調設備については、計画的に更新を行う必要があります、空調設備を設置していない特別教室に関しては、使用頻度などを踏まえて新たに設置する必要があります。
また、屋内運動場についても、夏場の学校活動におけるリスク回避や避難所としての活用の観点から、新たに設置する必要性が生じています。
- ◆ 学校施設の照度の改善については大規模改修時にLED化を進めていますが、大規模改修該当校以外の学校については、照度検査の結果に基づき、計画的にLED化を進めていく必要があります。
- ◆ 学校施設内の遊具及び体育施設については、子どもたちが安全・安心に利用できるよう、日常的な点検及び専門家による定期点検等の実施により、適正な維持管理を行う必要があります。

<基本的な方向性>

安全・安心な学校施設整備を推進するため、日田市学校施設長寿命化計画に基づきながら、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①長寿命化対策の取組

令和7年度に見直した日田市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的保全と長寿命化の推進を図るとともに、施設の維持管理にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、計画的な施設整備に取り組みます。

②バリアフリー対策の取組

国の学校施設のバリアフリー化の指針に基づき、大規模改修に合わせて未整備校へのエレベーターの設置や多機能トイレの設置を行います。

また、トイレの洋式化については、多目的トイレの設置を含め計画的に行います。

③環境に配慮した快適な施設整備の推進

- ・ 普通教室等の空調設備については、計画的に更新を進めていきます。また、空調設備のない特別教室については、設置方針に基づき計画的な設置を進めます。なお、更新する際は、今後の児童生徒数の推移や使用状況などを勘案し、各学校と協議のうえ、最終的

に設置場所を決定します。

- ・ 屋内運動場の空調設備については、熱中症の予防や災害時の避難所として利用を考慮し、関係課と連携しながら、設置方針に基づき計画的に導入します。
- ・ 空調設備の更新等にあたっては、環境負荷の低減を進め、高効率な空調設備への更新に努めます。また、校舎等の木質化についても、大規模改修等に合わせて引き続き取組を進めます。
- ・ 小中学校の教室等の照度については、大規模改修に合わせてLED化を行います。なお、大規模改修に該当しない学校については、照度検査の結果を踏まえ、計画的にLED化を行います。

④学校内の遊具等の施設管理の徹底

学校施設内の遊具及び体育器具による事故を未然に防止し、安全で安心な施設を子どもたちに提供するため、定期的な点検・改修による、適正な維持管理に努めます。

指 標 名	基準値		目標値
		年度	令和9年度
トイレの洋式化率	59.1%	R 6	63.1%
屋内運動場への空調機器設置施設	0施設	R 6	9施設

(4) 教職員の働き方改革

<現状>

- ◆ 「時間外勤務の縮減に向けた検討委員会」及び「日田市立学校職員衛生委員会」において、「業務の総量縮減」「業務内容の効率化」「教職員の意識改革」の3つの側面から取組を協議し、働き方改革を推進しています。
- ◆ 令和元(2019)年度に策定した「日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、時間外勤務の縮減を推進しています。
- ◆ 出退勤時刻簡易記録システムによる教職員の時間外在校等時間の把握を行っています。
- ◆ 令和7(2025)年の改正給特法により、市教委による業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられました。

<課題>

- ◆ 行事の見直し等による業務の総量縮減や、校務のDX化やデジタル学習基盤の活用による業務の効率化を図りつつ、授業以外の業務遂行時間を十分に確保することが求められます。
- ◆ 「地域とともにある学校」に向けて、地域や育友会・PTA等、外部との連携・協働・役割分担の推進が求められます。

<基本的な方向性>

教職員の長時間勤務の現状を改善し、教職員が児童生徒と向き合うための時間の確保を図るとともに、質の高い学校教育を維持向上するため、以下の点を中心に取組みます。

<取組>

①校務環境の整備

- ・ 県下統一の校務支援システムの活用により、教職員の異動に伴う負担軽減及び効率化を図ります。
- ・ 中学校運動部活動における部活動指導員及び外部指導者を積極的に活用し、部活動を担当する教員の負担軽減を図ります。
- ・ 学校問題の複雑化又は長期化を防止するため、「日田市学校問題支援チーム」の活用や関係機関と連携し、学校問題の解決に向けた取組を支援します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、心の相談員等、専門スタッフを活用した学校問題の支援に取り組めます。

②業務改善の推進

- ・ 行事や研修の開催方法等を見直し、業務量の縮減を推進します。
- ・ 教育課程の最適化に取り組む、適切な時数管理を行います。
- ・ 校務のDX化やデジタル学習基盤を効果的に活用して、業務効率化を推進します。
- ・ 教職員の働き方に関する意識改革の高揚を図ります。
- ・ 管理職による業務管理の徹底を推進します。
- ・ ストレスチェックを活用した教職員のメンタルヘルス対策の強化に努めます。
- ・ 市教委が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画の進捗状況を、総合教育会議等で報告し、検証・改善に取り組んでいきます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
時間外在校等時間が1か月80時間以上であった教職員の年間延べ人数の割合	3.0%	R 6	3.0%

3. 学校人権教育の充実

(1) 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

<現状>

- ◆ 平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に加えて、令和4(2022)年改訂の「日田市人権教育基本方針」に基づき、「日田市手話言語条例」「部落差別解消のための日田市教育実施方針」等や、「性的指向・性自認」などの個別の

人権課題に対する教育・啓発や相談活動等の推進が学校教育にも求められています。

- ◆ 平成24(2012)年施行(令和4(2022)年度改訂)の「日田市人権教育基本方針」や国の人権教育指針である「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下「[第三次とりまとめ]」という。)^{*}の理念・内容を掲載した「日田市人権教育指導のてびき」(以下「指導のてびき」という。)を各研修等で活用し、全教職員に周知しています。

<課題>

- ◆ 全ての小中学校において、人権教育を推進するための校内推進体制を確立し、人権教育の目標・全体計画・年間指導計画を策定し、計画的に取り組むことが必要です。
- ◆ 人権学習の指導と各教科や領域等の指導を関連付け、相乗的な効果を上げるための人権教育の実践が課題です。

<基本的な方向性>

学校教育活動全体を通じた人権教育・啓発実践を実施・検証・改善し、児童生徒の「人権知識」や自己肯定感等の^{*}「人権感覚」に基づく差別をなくす具体的な実践行動力を育成する学校体制づくりを継続して進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

^{*}1 人権感覚
人権の価値や意義、それを尊重する態度やスキルをまとめたもの。

<取組>

- ①人権尊重の視点に立った学校教育活動の実施方針の策定と周知
 - ・ 教育委員会として、[第三次とりまとめ]の理念と「日田市人権教育基本方針」等に基づき、児童生徒や学校の実態、社会情勢等を考慮した年度ごとの「学校人権教育推進計画」を策定し、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の推進を図ります。
 - ・ 引き続き「指導のてびき」を作成、活用し、人権教育の理念や基本方針、年度ごとの推進計画、人権関連法等を周知するとともに、人権学習指導上の留意点等を学校の全教職員が共有し、学校の実態に応じて取り組みます。
- ②学校としての組織的な取組の推進
 - ・ 校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を要として校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画、年間指導計画、教職員研修計画の策定、実施、点検・評価の取組をPDCAサイクルにより、組織的、計画的、継続的に行います。
 - ・ キャリア教育、情報教育、環境教育等と連携し、「各教科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」等と密接に関連付けながら、学校教育活動全体を通じて人権教育を推進します。
- ③人権教育主任との連携

人権教育主任を対象とする会議及び研修を定期的に行い、学校体制づくりへの指導・助言や各校の人権教育に関する内容を交流・共有できる体制をつくります。

④社会的背景等をもつ児童生徒・保護者を支援する相談体制と組織的取組の充実

- ・ 児童生徒を取り巻く様々な人権侵害を未然に防止するとともに、早期把握・解消・改善していくための相談体制の充実など、組織的・学校体制づくりを行います。
- ・ 各校種間や関係機関・団体等との連携を進め、児童生徒の生活背景や社会的立場等を主体的・組織的に捉えて教育実践に生かし、課題を解消していく取組を推進します。

指 標 名	基準値	年度	令和9年度 目標値
			R 6

※「自己認識（自分自身の客観視）」「部分的自己受容感（自分の中に、好きなどころがある）」「無条件自己受容感（ありのままの自分が好き）」「自己有用感（自分が、何かの役に立っている）」「自己決定力」「自己認容感（自分が、誰かに認められている）」に関するアンケートの平均値。

(2) 人権教育の指導内容及び指導方法の充実

<現状>

- ◆ [第三次とりまとめ]の理念を基盤に、児童生徒の人権に関する知識の習得と人権感覚を育成していく取組の指導内容・方法の工夫についての研究を進めています。
- ◆ 自己肯定感を育成するため、「人権尊重の3視点（自己存在感・共感的人間関係・自己決定）」を育む支援の工夫に関する指導・支援を行っています。
- ◆ 部落差別問題をはじめとする人権課題等について、「日田市人権学習共通教材」（以下「共通教材」という。）を活用した人権学習を全ての小中学校で進めています。

<課題>

- ◆ 部落差別問題をはじめとする人権課題等について、「共通教材」を活用した、児童生徒がより深く考えることができるような人権学習が進められるよう、授業の在り方や指導方法の工夫についての研究を進める必要があります。
- ◆ *1ゲストティーチャーの積極的な活用がさらに進むように、系統的・継続的な取組や実践事例等の情報共有が必要です。
- ◆ 自己肯定感を育成するため「人権尊重の3視点」を全ての教育活動に位置づけ、日常的な「人権感覚」の育成・維持、人権に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等の更なる習得や、学んだことの具体的行動化を進める必要があります。

*1 ゲストティーチャー
児童生徒の主体的、体験的な学びを目的とし、授業に「先生」として招く、各種の職業人や様々な活動に取り組み、知識や経験等が豊富な方々のこと。

<基本的な方向性>

児童生徒が、人権を尊重する「人権文化」を創造していける行動力の育成を目指します。そのため、「人権感覚」の育成・維持を基盤として、「他者と協働できる力」「挑戦する力」、そして「差別をなくす判断力と行動力」の育成へとつながる指導内容・方法の研究・実践を、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①実践行動につながる人権教育の指導内容・方法の具体的取組

- ・「共通教材」を各校の実態に応じ工夫しながら完全実施し、部落差別問題をはじめとする人権課題についての正しい知識の習得と人権感覚育成のための指導方法の工夫を引き続き進めます。また、児童生徒の実情や社会情勢の変化、学術研究の進歩等に応じて、内容の見直しを行います。
- ・「人権尊重の3視点」の積極的な活用をはじめ、自己肯定感等の「人権感覚」の育成と維持を目指した指導内容・方法を研究・実践していきます。
- ・地域人材等をゲストティーチャーとして学習活動の中で系統的に活用し、児童生徒が多様な他者とのつながりを意識できる「出会いの学習」の実践を推進します。
- ・人権感覚に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等を育てるため、「対話的な活動」や「表現活動」を取り入れる等、指導内容・方法を工夫します。
- ・差別をなくす行動ができる児童生徒の育成を図るため、「学習サイクル(『体験活動』→『話し合い』→『内省する』→『一般化する』→『適用する』という5つのステップから構成される)」に則った体験的参加型人権学習の指導方法の工夫を図っていきます。
- ・児童生徒が他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために、進路実現への意欲態度と資質能力を学び育て合う進路・学力保障の実践を進めます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
「学習サイクル」に則った体験的参加型学習を受けた児童生徒の割合	70.0%	H27	100%

(3) 教職員研修の充実

<現状>

[第三次とりまとめ]の理念・内容、「部落差別問題」の歴史や法令、「メディアと人権」「性的指向、性自認に関する人権問題」等、社会情勢の変化に対応した教職員研修を校内研修や教育委員会主催の研修において計画的に実施してきました。

<課題>

- ◆ 様々な人権課題について、正しい知識からの理解を深め、自己の人権感覚を更新し、「差別をなくす」信念と情熱を持って人権学習に臨めるための研修を実施することが必要です。
- ◆ 若年層や経験年数の少ない教職員の増加にあたり、人権に関する知識と人権教育の理念や実践方法の継承による、若い世代の教職員と共につくる人権教育の実践が喫緊の課題です。

<基本的な方向性>

全教職員が、「いじめや差別をなくす」信念と情熱を持って人権教育を推進するため、その理念等を継承し、「人権感覚」の育成と更新に取り組みます。そのため、部落差別問題をはじめとする個人権課題や人権教育実践例等について、参加者が主体的に学べるよう工夫した教職員研修を、以下の点を中心に計画的に取り組みます。

<取組>

①教育委員会主催や校内研修等における教職員研修の実施

- ・ 職種、担当別人権教育研修、人権教育講演会、課題別人権教育講座や実践交流講座等を教育委員会が主催し、教職員の人権教育推進の意欲と資質向上を図ります。特に、社会情勢の変化による新たな個別の人権課題についての研修を取り入れ、教職員の人権に関わる知識や人権意識の更新を図っていきます。
- ・ 人権教育の理念や実践方法等の継承のため、経験豊富な教職員と連携・協力したOJT（実際に仕事に従事しながら受ける職務研修）の活用等を工夫し、全教職員の人権教育実践力の向上を進めます。
- ・ 各関係機関・団体等と連携して実施する、差別解消を推進している人たちとの対話形式やフィールドワーク等の研修において、内容・方法を工夫・充実させていきます。
- ・ 児童生徒の生活背景を把握し対応していくための知識・スキルを高めるための研修を推進します。

②教育委員会指定校による人権教育研究の推進

人権教育研究指定校に人権教育に関する研究を2年間委託し、その研究過程や成果を、公開研究発表会等を通じて全ての小中学校へ発信します。

③教育委員会の校内教職員研修への支援

- ・ 人権教育に関わる校内研修に対し、指導主事や講師の派遣、積極的な資料提供や実践相談を行うとともに、諸会議等において各学校の実践を還流します。
- ・ 各人権意識調査等の分析結果を情報提供し、教育実践に反映させていきます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
教育委員会主催の教職員研修におけるアンケートにおいて、肯定的な回答の平均割合	97.9%	R 6	98.0%

(4) 家庭・地域や関係機関・団体及び各校種間との連携

<現状>

- ◆ 育友会・PTAや公民館との連携を進め、保護者や地域住民に対しての人権啓発や学校での人権教育への理解を深める機会を設けています。
- ◆ 関係機関・団体等と連携した人権講演会や教職員研修を実施しています。

<課題>

- ◆ 保護者や地域住民に対する人権啓発として、学校と公民館の連携による人権講演会を今後も進める必要があります。
- ◆ 関係機関・団体等と連携し、時代の変化に対応した人権講演会や教職員研修等を継続して実施する必要があります。
- ◆ 小中学校間及び他校種（就学前、高等学校等）との連携を一層進めていくことが必要です。

<基本的な方向性>

各校育友会・PTAや地域、関係機関・団体、他校種間と積極的に連携を図り、個別の人権課題や情報化・多様性社会といった時代の変化による課題に対し正しい理解を深めます。また、自己肯定感の育成や差別をなくす行動化に向けた人権教育・啓発や研修を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

- ① 育友会・PTAと連携した人権講演会等による保護者・地域住民に対する啓発
 - ・ 期末育友会等で開催する人権講演会に対し、講師派遣や開催に関する広報活動などの支援を行うとともに、多様な地域人材等を講師として活用していきます。
 - ・ 人権教育講演会等を全ての小中学校で実施し、人権問題等を児童生徒・保護者、地域住民と共有し、共に考えられる機会として工夫していきます。
 - ・ 全ての小中学校で、保護者や地域住民の方が参観できる授業（人権学習）を公開するとともに、授業の目的や児童生徒の実態、人権問題等を話題とした懇談会を開催するなど、「児童生徒・教職員・保護者が共に学ぶ」交流の場を工夫しながら設けていきます。
- ② 地域・公民館・地区集会所、関係機関・団体との連携
 - ・ 学校を地域の人権啓発の拠点と位置づけ、学校での人権講演会等への地域からの参加に向けての広報活動等について、公民館等と連携を図ります。
 - ・ 地区集会所で開催される人権講座や人権イベント等の情報を各学校に提供し、参加を進めるとともに、地区集会所で教職員研修を実施するなど、連携を深めます。
 - ・ 各公民館長や主事など社会教育指導者に「指導のてびき」を配布し、人権教育の基本方針や実施状況を共有するなど、学校教育と社会教育の連携を図ります。
 - ・ 人権や福祉等の関係課をはじめ、民間教育団体・市民NPOなど諸団体等との連携を進め、学校での人権教育・啓発や教職員研修等の充実を図ります。
- ③ 各校種間連携の推進
 - ・ 各学校間での相互の人権学習授業公開、合同研修、交流学习を引き続き実施していきます。また、入学・進学等に伴う児童生徒の状況について、各学校間をはじめ、就学前教育・保育機関や高等学校等とも人権の視点を踏まえた情報交換を行います。

- ・ 全ての小学校、中学校と高等学校等での系統的な人権学習を進めるため、「共通教材」による各学校の連携の現状を情報提供するなど、高校教育等で行われる人権学習がより効果的に行われるように連携を深めていきます。

指 標 名	基準値	目標値	
		年度	令和9年度
人権講演会等に公民館が協力して実施した学校の割合	90.0%	R 6	100%

4. 安全・安心な学校給食とアレルギー対応食の提供

(1) 安全・安心な給食の提供

<現状>

- ◆ 給食の安全性を確保するため、厨房機器や調理器具等の日常点検や安全点検を実施し、異物混入防止に取り組んでいます。
また、「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を行い、全ての業務において、作業手順を確認し実施しています。
- ◆ 食材の選定にあたっては、食材業者等との連携を密にしながら、品質にかかる国等の行う調査結果や出荷制限等の情報に留意するとともに、肉・野菜等の生鮮食品については発注時に国産品を指定しているほか、加工品については全品目において成分表の提出を求めています。
- ◆ 成長期にある児童生徒の健全な身体の発達のため、「学校給食摂取基準」に則し、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスの取れた献立の提供に努めています。
- ◆ 食物アレルギーへの対応については、文部科学省作成の「食物アレルギー対応指針」や、「学校・幼稚園・こども園・保育所における食物アレルギー対応マニュアル大分県版/改訂第2版(大分県学校保健協議会)」「日田市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針・対応マニュアル(改訂第2版)」に基づき、安全・安心な学校給食の提供に努めています。
学校においては、児童生徒への配慮や校内の管理体制整備を行うとともに、実態の把握や保護者との十分な連携に努め、食物アレルギー事故防止の徹底を図っています。また、給食センターや各調理場では、学校や保護者と十分に連携を図りながら、より安全な給食の提供に努めています。

<課題>

- ◆ 食の安全性を確保し、安全・安心な学校給食を提供し続けていくため、厨房機器や調理器具等の安全管理を継続することが重要です。
- ◆ 食中毒等の発生などを抑制するため、より高水準での衛生管理等を実現し、最新の情報や考え方を取り入れた取組を推進するとともに、安全な食材の選定や指定に継続して取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒がおいしく食べられるよう「学校給食摂取基準」に則し、多様な食品の組み合

わせや栄養バランスを考えた献立づくりに努めていく必要があります。

- ◆ 食物アレルギーの対応については、学校・家庭・学校給食センターや各共同調理場が連携し、連絡体制の充実を図る必要があります。

また、学校給食は学校教育の一環として望ましい食習慣と食に関する知識を身につけるとともに、「食に関する指導」を効果的に進めるための重要な教材として各教科等に活用されていることから、食物アレルギーを有する児童生徒にも安全・安心な給食（除去食・代替食）の提供を進める必要があります。

<基本的な方向性>

栄養バランスの取れた安全・安心な給食を提供するとともに美味しく魅力ある給食を提供するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①食の安全性確保（異物混入対策）と衛生管理の徹底（食中毒防止）

- ・ 厨房機器や包丁等の調理器具について、作業前・作業後の日常点検を継続して実施します。また、厨房機器の安全点検も継続して実施します。
- ・ 給食食材の選定、購入、検収にあたっては、「学校給食衛生管理基準」に即した安全性の確保を徹底し、納入業者から成分表の提示などを求め、学校給食に用いる食材の安全を確保します。
- ・ 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食衛生管理マニュアル」等に基づく「日田市学校給食作業基準」を随時、更新していきます。
- ・ 調理業務の委託業者や共同調理場の調理員への食の安全性の確保と衛生管理の徹底を図るため、食品衛生などの研修への参加を促進します。

②栄養バランスの取れた献立づくり

- ・ 献立作成にあたっては、学校給食検討会議などを活用し、学校代表（教職員）、栄養教諭、保護者からの意見を参考に作成します。

③食物アレルギーへの対応

- ・ 「日田市学校給食における食物アレルギー対応の基本方針・対応マニュアル（改訂第2版）」に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒にも安全・安心な給食の提供を行なって参ります。その一つとして令和7年度からは、全ての調理場において対象者の多い卵と乳・乳製品を取り除いた除去食の提供をはじめています。

(2) 食育の推進

<現状>

- ◆ 学校給食を生きた教材として活用するため、栄養教諭等を中心に「食育指導」を行っており、全ての小中学校においては「食に関する指導」を効果的に推進するため、各学校で

「食に関する指導の全体計画」を作成し、実施しています。

また、献立表や給食だより、給食時間の放送で「献立のねらい」を紹介し、食育授業に関連付けています。

- ◆ 日田産・大分県産農産物等の地産地消に積極的に取り組んでいます。

また、学校給食検討会議において、地産地消率の状況を報告し、学校給食センターや共同調理場と学校・地域が連携し、生産者の情報収集及び確保に努めています。

<課題>

- ◆ 栄養教諭等を中心に「生きた教材」である学校給食を活用した「食に関する指導」を更に推進する必要があります。

また、命を育む食の重要性について正しい理解に導くとともに、望ましい食習慣を養うための情報提供が重要です。

- ◆ 学校給食食材の地産地消率の更なる向上のため、日田産・大分県産農産物等の積極的利用が必要です。

また、学校給食検討会議等において、学校給食の地産地消率の状況を報告し、学校給食センター等と学校・地域が連携し、生産者情報の収集と生産者の確保に今後も努めるとともに、日田産農産物をより安定的、効率的に調達する仕組みづくりについて検討する必要があります。

<基本的な方向性>

児童生徒の望ましい食習慣を形成するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①学校給食における食育の推進

- ・ 栄養教諭や食育関係団体等を活用した食育授業を推進します。また、「食育指導」に基づき、教科等と関連付けた食育授業の推進を行い、給食放送や給食だよりなどにより、給食の食材がもつ働きや献立に関する情報、料理のいわれなどについて紹介します。
- ・ 給食献立や食材の産地、給食の食材がもつ働きなど、給食に関する情報をホームページ等で発信し、児童生徒への食事や健康面に注意する習慣づくりを促進します。また、タブレットなどを活用した食育授業やデータ配信など、生産者と児童生徒を繋ぐ取組を推進します。

②日田産・大分県産農産物等の地産地消の推進

- ・ 日田産食材の活用をより一層進めるため、学校給食検討会議等において、地産地消の周知に努め、学校給食用物資納入業者（登録生産者）の増加につなげます。
- ・ 生産者や地域の関係団体及び民間事業者や市農業担当課等と連携し、日田産農産物をより安定的、効率的に調達する集荷方法や、各調理場への配送の仕組みづくりについて検討します。

- ・ 食材の納入にあたっては、日田産や大分県産を優先し、「地場産給食の日」や「学校給食1日まるごと大分県の日」を設け、日田産・大分県産食材の地産地消を推進します。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
地産地消の割合 (日田産農産物・重量ベース)	49.33%	R 6	55.0%

(3) 将来にわたる安定的な運営

<現状>

- ◆ 全ての給食施設は、建設から20年以上が経過しており、定期保守点検や安全点検などによる修繕のほか、厨房機器等の更新計画を作成し、老朽化した機器の更新を行っています。
- ◆ 学校給食センターは平成12(2000)年に建設され、同年9月から給食の提供を開始しており、稼働開始時より調理・配送業務を委託しています。
- ◆ 3つの共同調理場については、日田市直営により調理業務を行っています。その中で、調理員の確保が課題であり、緊急時の代替職員を確保できていない調理場もあります。

<課題>

- ◆ 給食施設の老朽化が顕著であることから、給食施設の安定的・効率的な運営を行うため、施設改修や厨房機器等の更新を計画的に実施するとともに、日田市公共施設等総合管理計画(第2期実施計画)の策定にあわせて、施設の適正配置や施設ごとの配送エリアの見直し等の検討も行う必要があります。
- ◆ 安全・安心な学校給食の提供を続けていくためには、施設の維持管理や機器の更新、衛生管理はもちろんのこと、そこで働く調理員の技術向上や学校給食に求められる課題への対応とともに、作業時の熱中症対策など、安心して働ける作業環境の整備が必要です。
- ◆ 調理員等の高齢化や不足は、今後も安定して学校給食を提供するための大きな課題であり、安定して学校給食を提供できる体制づくりが求められることから、調理配送業務の運営方法について検討を行う必要があります。

<基本的な方向性>

施設の在り方と効率的な運用を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

① 学校給食施設の計画的整備

- ・ 学校給食施設については、今後の児童生徒数の推移や各施設の配送エリアも考慮しながら、老朽化した施設の改修計画や施設の適正配置などについて検討を行います。
- また食中毒などの発生を招くことのないように衛生管理基準に則した施設整備や

食物アレルギー対応に取り組むとともに、衛生管理や職場環境の観点から、空調設備等の整備に取り組みます。

②持続可能な運営の確保

- ・学校給食の調理等業務を受託する事業者は、調理技術・安全衛生管理等の社内教育を積極的に行い、かつ、学校給食の意義や目的を十分理解しながら、食物アレルギーへの対応や、BCP（業務継続計画）の策定と実行が求められるため、適切な基準を基にした選定を行います。
- ・共同調理場については、より安定的に学校給食を提供することを目的として、最適な運営方法を検討していきます。

第3 「ひた」の子どもを地域とともに

1. 特色ある学校経営の推進と家庭・地域との協働した学校づくり(地域と育てる)

(1) 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進

<現状>

「日田市学校教育の方針」の中に、「咸宜園教育の理念を生かした学校経営」を位置づけ、全ての小中学校で*1 咸宜園教育の理念を生かした特色ある学校づくりに取り組んでいます。

*1 咸宜園教育の理念

廣瀬淡窓が創設した咸宜園における教育の根本的な考え。個性や自主性の尊重、能力の向上、人間性や社会性の育成、人格の涵養等。

<課題>

全ての教職員が、咸宜園教育の理念について共通理解し、各小中学校の実態に応じた取組を推進することができるよう教育委員会が支援していく必要があります。

<基本的な方向性>

咸宜園教育の理念を生かした学校経営の充実を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①「日田市学校教育の方針」に咸宜園教育の理念を位置づけた取組の充実

- ・咸宜園教育の理念を各学校の教育の重点に位置づけ、学校の特色を生かした学校経営に取り組みます。
- ・淡窓先生の功績や咸宜園の教えを学ぶ学習を行い、さらにその教えを児童生徒個人や集団での生活に生かす学習を充実させていきます。
- ・学校だよりや学校ホームページ等を活用して、広報活動に取り組みます。

②関係機関との連携

- ・日田市教育センター研修講座において、咸宜園教育の理念について学ぶ講座を開講し、

教職員研修を推進します。

- ・ 咸宜園教育研究センターの事業と連携した取組を推進します。
- ・ タブレット端末に「咸宜園コーナー」を作成し、咸宜園教育について学習しやすい環境の整備に取り組みます。

(2) コミュニティ・スクールの推進

<現状>

令和2(2020)年度に全ての小中学校が*1コミュニティ・スクールとなり、学校や地域の実情に応じた取組が推進されています。

<課題>

- ◆ コミュニティ・スクールの活動を学校主導から、学校運営協議会主導に移行していく必要があります。
- ◆ 「育成したい子ども像」に基づいて学校運営協議会で熟議した取組を地域と共有することで、地域学校協働活動(*2「協育」ネットワーク)との連携を強化する必要があります。

<基本的な方向性>

- ◆ 「学習支援」「防災教育・安全管理」「咸宜園教育・ふるさと学習」「キャリア教育」の4つの柱を示し、保護者・地域と協働した「特色ある学校づくり」の取組を支援します。

<取組>

- ① 学校運営協議会の充実
 - ・ 各学校から学校運営協議会「実施計画書」「実施報告書」を市教育委員会へ提出させるとともに、デジタル学習基盤を活用し、情報共有できるように環境を整えます。
 - ・ 学校運営協議会委員を対象にして年2回実施するアンケートをもとに、各学校の実態に応じた指導をしていきます。
 - ・ 各学校担当者が集まる「コミュニティ・スクール実践交流会」を教育委員会が主催し、各学校運営協議会の活動内容の情報交換や、先進事例の発表などを積極的に行うことにより、各学校が次年度の自校の計画策定に役立てられる体制を整えます。
 - ・ 学校運営協議会の協議内容を実現するために、「協育」コーディネーターの役割を担っている地区公民館との連携を図っていきます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
学校運営協議会委員による意識調査において「特色ある学校づくりが進んでいる」と肯定的回答を示す割合	96.0%	R 6	96.0%

*1 コミュニティ・スクール

地域や保護者の方々が学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校のこと。

*2 協育

「協働して育む」という言葉を短くした造語。学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの教育機能を相互に補充・融合しながら、協働して子どもを育てていくこと。

(3) 家庭・地域と協働して取り組む学校改善の推進

<現状>

全ての小中学校において「日田市学校評価実施要項」に基づく学校評価を実施するため、学校・家庭・地域で取り組む重点目標を設定し、取組の検証・改善を行っています。

<課題>

学校・家庭・地域において取組の検証・改善を行うために、より具体的な目標設定及び目標の共有が求められています。

<基本的な方向性>

◆家庭・地域と協働して子どもを育ていく学校づくりを推進します。

- ・ 育成したい子ども像や教育目標を地域と共有し、保護者・地域との協働を推進します。
- ・ オープンスクールの実施により、保護者・地域の方々からの意見を学校運営に生かします。

<取組>

①学校評価を活用した地域・家庭との協働

- ・ 各学校において、アンケート等による学校評価に基づく改善策について、地域や家庭との協議を行い、改善及び目標達成に向けて協力した取組を推進します。
- ・ 重点目標の設定による家庭・地域との協働を推進し、「地域とともにある学校」の実現を図ります。

②オープンスクールの実施

全ての小中学校において、オープンスクールとして保護者や地域の方々を対象に「教育を考える週間(秋)〈1回〉」と「学校独自〈3回〉」を実施し、学校や児童生徒及び学校教育についての関心と理解を深めます。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率	100%	R 6	100%
「学校評価の4点セット」の達成指標（学力）の評価（小学校・中学校の平均値）	3.5	R 6	3.5

(4) 地域(もの・ひと・こと)の活用

<現状>

◆ 運動部活動については、学習指導要領において、学校教育活動の一環として明記されており、一層の充実を図っていく必要がある一方で、将来にわたって継続的にスポーツや文化活動を行う環境づくりも求められています。令和4(2022)年度には「日田市立中学校部活動検討委員会」を立ち上げ、部活動の地域展開にかかる持続可能で地域の実情

に応じた活動の在り方について検討しています。

- ◆ 各学校で淡窓学習をはじめとした、地域の先哲を生かした学習活動が取り組まれています。
- ◆ 地域を学ぶため、総合的な学習を活用した体験活動等が行われています。

<課題>

- ◆ 部活動の地域展開に関しては、受け皿の確保や保護者負担の在り方、地域クラブの認定要件の策定等が課題としてあげられます。
- ◆ 外部人材の活用等により、内容が定型化してきている先哲学習における児童生徒の関心・意欲の向上を図る必要があります。
- ◆ 地域や公共機関との連携による地域の「もの・ひと・こと」を生かした総合的な学習の時間をさらに推進する必要があります。

<基本的な方向性>

- ◆ 地域の「もの・ひと・こと」を活用して児童生徒を育てていくために、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

① 持続可能な中学生の運動・文化芸術活動の環境整備

- ・ 中学校運動部活動における*1部活動指導員等、地域人材の積極的な活用を図ります。
- ・ 全ての中学校における運動部活動のあり方や生徒輸送の安全確保等の諸課題に対応するため、中体連との連携や保護者への理解・協力体制の構築に取り組んでいきます。
- ・ 今後の中学校部活動の地域展開については、関係各課と連携して、検討委員会や学校、各種競技団体等と協議を進め、まずは休日の部活動の地域展開を実現していきます。

② 地域を学ぶ学習の推進(地域を学ぶ)

- ・ 地域の先哲の教えや生き方に学ぶ学習を推進し、郷土を誇りに思い、ふるさとを愛する心を育みます。
- ・ 先哲学習においては、外部人材や咸宜園教育研究センターと連携した学習を推進します。
- ・ 自然、歴史、文化、ものづくりの技術、農産物など、日田の魅力を学ぶ探究・体験学習などの取組を充実させます。

*1 部活動指導員
学校教育法が定める学校職員。中学校・高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導・引率ができる人。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
「自分の住んでいる地域が好き」肯定的回答の児童生徒の割合	小 87.0%	R 6	小 87.6%
	中 82.0%	R 6	中 82.6%

2. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実

(1) 子育てを地域全体で行う地域学校協働活動(*1「協育」ネットワーク)の充実(地域で学ぶ)

<現状>

少子高齢化や核家族化に伴い子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化が指摘されています。

<課題>

子どもたちの健やかな成長を支えるため、地区公民館を拠点に学校・地域が連携し、様々な生活体験活動の実施や放課後、休日の安全・安心な居場所づくりを推進することが必要です。

<基本的な方向性>

学校運営協議会や公民館運営委員会等との連携を強化し、子育てを地域全体で行うネットワーク(地域学校協働活動(「協育」ネットワーク))の形成に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

① 公民館を拠点とした学校・地域との連携

- ・ 地区公民館の学習活動で育った人材や地域の中でスキルを持っている人材を小中学校の学習支援等に積極的に活用できるよう、学校、地域が公民館と協働して取り組める環境を整備します。
- ・ 地域学校協働活動(「協育」ネットワーク)により、地区公民館や学校で活躍している人材を市内の各地で活躍できるよう、情報の共有化を図ります。

② 就学児童の放課後や休日の活動の充実

- ・ 放課後の子どもの安全で安心な居場所の確保を図るため、学校・家庭・地域が連携し、地域住民を講師とした体験活動や補充学習を行っています。今後も、地域の実情に応じ、放課後子ども教室の開設を目指します。
- ・ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブに参加している児童が、放課後子ども教室に参加できる環境を整備するため、関係課と連携を強化していきます。
- ・ 各種団体で構成する日田市放課後対策事業運営委員会において、放課後の安全・安心な居場所づくりや、各校区での役割や課題・目標の共有などを行い、連携を強化していきます。

③ 家庭教育の充実

地区公民館や日田市連合育友会などと連携し、子育て情報や家庭教育に関する学習機会を提供することにより、家庭教育力の向上に努めます。

*1 協育

「協働して育む」という言葉を短くした造語。学校、家庭、地域社会が連携し、それぞれの教育機能を相互に補充・融合しながら、協働して子どもを育てていくこと。

④公民館と各団体との連携の促進

青少年の健全育成を図るため、地区公民館が、育友会・PTA、自治会、子ども会等の各種団体や家庭・学校と連携・協働して、各種講演会や大会を実施できるよう支援を行います。

⑤地域における体験活動の推進

・地区公民館において、児童生徒を対象として、学校や児童生徒の保護者、地域住民等の協力を得ながら、地域資源を活用するなどの特色を生かした様々な体験活動を実施します。

・社会教育施設や市の関係部局と連携した様々な体験活動の実施を推進します。

⑥地域とつながる意識の醸成

まつり等の地域行事やボランティア参加による地域貢献を促進し、子どもたちが社会とのつながりを大切にする意識の醸成を図ります。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
学校支援事業を開催する地区公民館数	19 館	R 6	20 館
放課後子ども教室開設校区数	9 校区	R 6	11 校区

(2)「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発

<現状>

青少年を取り巻く環境は、いじめ、不登校、引きこもり、SNS を介した犯罪や薬物乱用など、より一層複雑・多様化しており、青少年だけでなく、青少年とともに歩む大人にとっても深刻な問題となっています。

<課題>

子どもをめぐる問題の解決にあたっては、子どもだけの問題ではなく、それを取り巻く大人が自分自身を見直し、自らの姿勢が子どもの心の成長にどのような影響を与えているかを考え、正していくことが重要となります。

<基本的な方向性>

「大人が変われば子どもも変わる」理念に基づく活動を推進し、青少年の心を育てる大人の輪を広げるため、日田市青少年問題協議会を中心として関係機関や各団体に働きかけながら、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①学校や公民館、地域団体との連携

- ・ 市内全域で青少年の健全育成活動を推進するため、学校、育友会・PTA、自治会をはじめ、地区公民館や関係諸団体により構成される日田市青少年問題協議会において、青少年健全育成大会を実施します。
- ・ 全国強調月間等に合わせて街頭などでのあいさつ運動、チラシ配布やポスター掲示による広報活動を行います。

第1 市民の豊かな学びを支える

1. 公民館機能の充実と学習基盤の整備

(1) 市民の豊かな学びを支える公民館事業の充実

<現状>

地域の生涯学習活動の中心となる地区公民館20館の管理・運営について、一般財団法人日田市公民館運営事業団を指定管理者として委託することで、事務・事業の効率化を図っています。また、青少年学習や成人・高齢者学習などにおいては、地区公民館と地域の各種団体が連携した多岐にわたる事業や地域の特色ある事業が展開され、社会教育の充実と生涯学習の機会の提供を推進しています。

<課題>

今後も、社会教育施設の役割に応じた市民の豊かな学びの支援とふるさとを愛する人づくりを進めていく必要があります。

<基本的な方向性>

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるように、豊かな学びの支援とふるさとを愛する人づくりを進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①地区公民館における地域の実情に応じた、人づくりのための事業の展開

- ・ 指定管理者である一般財団法人日田市公民館運営事業団による「地域に密着し、地域住民が利用しやすい公民館」を目指し、各公民館運営委員会や地域の各種団体と連携を図り、「地域の生活に根ざした事業」「住民の教養を高める事業」「まちづくり等に寄与する人材の育成」を核とした各種事業を開催します。
- ・ 事業団と連携を図り、社会教育法や指定管理仕様書に沿った地区公民館事業や効果的な運営が展開できるよう指導・助言を行います。

②全市民を対象とした事業の展開と人材育成

- ・ 60歳以上を対象とした市民講座「咸宜大学」では、受講生による運営委員会と連携し、高齢者の生涯学習、生きがいづくりの場を提供します。
- ・ 市民からの要望に対して職員が出向くふれあい宅配講座では、自主防災や健康づくりなどの教室を開催していますが、今後も講座を通してふるさとを愛する人づくりの推進のための学習機会の充実や市民相互の生涯学習のまちづくりに努めます。
- ・ 社会教育の振興等に寄与した個人及び団体に対し顕彰することで、社会活動の活性化や、人材の育成につなげるための社会教育振興大会を実施します。

(2) 市民の豊かな学びを支える学習環境の整備

<現状>

市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるように、生涯にわたって学習する環境を確保するため、公民館施設を計画的に整備しています。また、充実した社会教育事業を行う環境整備のため、全ての地区公民館主事と社会教育課職員を計画的に社会教育主事講習に参加させ、社会教育に関する専門的な知識を持った職員の育成を行っています。

<課題>

- ・ 市民が安心して学ぶことのできる環境を整えるため、老朽化又は旧耐震基準により整備された公民館の中長期的な改修及び改築等について検討を行い、コスト削減や予算の平準化を図る必要があります。
- ・ 市民の学習機会の充実のため、遠隔・オンライン教育などを活用できるようICT環境を整える必要があります。
- ・ 公民館主事が、これまで以上に人づくりや地域づくりの中核的な役割を担うことができるよう、令和2(2020)年度より制度化された「社会教育士」の取得に向けて推進する必要があります。

<基本的な方向性>

市民の豊かな学びを支える基盤となる施設の計画的な整備及び人材の育成を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①安心して学ぶことのできる施設の整備

- ・ 公民館の施設整備については、日田市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した施設や旧耐震基準で整備された施設を優先的に整備します。
- ・ 市民の学習機会の充実を図るために、地区公民館のICT環境の整備に努めます。

②指導者としての専門性を持つ社会教育関係職員の育成

社会教育課や地区公民館職員の資質向上のため、社会教育主事講習等の各種研修会への参加を促進し、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門的な人材(社会教育士)の育成に努めます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
社会教育主事有資格者数 (うち社会教育士)	25人 (7人)	R6	23人 (23人)

(3) 生涯学習の総合的推進のための連携の促進と強化

<現状>

一般財団法人日田市公民館運営事業団が行う地区公民館の管理・運営において、これまでも地域課題の発掘や課題解決に向けた取組のため、行政各部署や各種団体等と連携した事業を実施してきましたが、一層の人口減少、高齢化、グローバル化、つながりの希薄化などの社会の急激な変化や、SDGs に向けた取組等、持続可能な社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが、さらに重要となっています。

<課題>

社会の急激な変化への対応や、持続可能な社会づくりのため、公民館と行政各部署、各種団体等とが連携を強化し、更なる生涯学習の推進による人づくりに努め、学習の成果による地域課題の解決につなげていくことが必要です。

<基本的な方向性>

生涯学習の総合的推進のための連携の促進と強化を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①生涯学習の総合的推進のための連携の促進と強化

生涯学習の総合的な推進のため、防災・福祉・まちづくり等の行政各部署や社会教育団体をはじめとする各種団体との連携を促進します。

②社会教育施設ネットワークの形成

日田市複合文施設AOSE(アオーゼ)を中核施設として、地区公民館や関係施設等と連携して生涯学習の機会の充実に努めます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
公民館利用者数（中央公民館含む）	157,488人	R I	158,000人

2.社会教育における人権教育の充実

(1) 社会教育における人権問題への取組の充実・支援

<現状>

地区公民館において、各種教室や社会教育団体を対象として人権学習を実施するほか、関係機関や自治会と連携して町内人権学習会なども実施しています。

<課題>

市民の人権意識の向上を図るための取組としては、現在の学習会、講演会は欠かせない

ものの、公民館職員以外で、地域で指導者として活動できる人材の育成が必要となっています。

<基本的な方向性>

社会教育における人権教育を推進するため、「日田市人権教育基本方針」に基づき、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①「人権に関わる市民意識調査」に基づいた人権学習の推進

「人権に関わる市民意識調査」結果を基に、市民の人権に関する地域の実情に応じた学習を実施し、人権問題に対する正しい知識と理解の取得を進めます。

②体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用

市民と接する機会の多い職種や団体へ学習会への参加を呼びかけ、指導者*1（ファシリテーター）としての資質の向上に努めています。今後は、既受講者等を対象としたフォローアップを実施するなど、学習機会の充実に努めます。

*1 ファシリテーター
参加者の考えを引き出す技術や、積極的な意見交換を促したり、考えをまとめていく技能等を有し、会議を行ううえで重要な役割を果たす指導者。

③公民館職員に対する人権教育の充実

地区公民館職員を対象とした人権教育の実施において、「日田市人権教育指導者のてびき」を活用するほか、研修内容やプログラムの工夫に努め、実施した研修結果を各事業や様々な世代を対象とした人権・部落差別問題研修会に生かします。さらに、*2 ワークショップの手法を取り入れた研修を行うなど、研修内容の一層の充実に努めます。

*2 ワークショップ
専門家の意見や助言を聞きながら、参加者自身が体を動かしたり発言する体験型の講座。

また、地区公民館を利用する地域住民だけでなく、中央公民館の施設利用者や社会教育関係団体を対象とした人権学習を実施し、自らの課題として考え解決に向け行動する人権感覚の涵養を図ります。

④公民館等での人権学習活動の充実

地区公民館や地域で実施する人権学習活動については、関係機関と連携し、学習内容に応じた講師の紹介や派遣に加え、グループワーク形式による参加者の主体的な学習意欲を高める様々な手法を取り入れた人権学習会を実施します。

また、地区公民館においては、様々な世代を対象とした学習会、各種講座において、人権問題に関する資料や情報を提供し、正しい知識の取得と理解を深める学習機会を創出し、市民の人権意識の向上を図ります。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
ファシリテーター育成講座参加者数	97人	R 6	80人
地区公民館での人権学習会参加者数	4,364人	R 6	4,500人

3.博物館の機能の充実

(1) 博物館施設の機能の充実

<現状>

- ◆ 入館者数は令和 2 年度以降コロナ禍の影響により大きく減少しましたが、コロナ禍前までの数値に回復しつつあります。
- ◆ 来館者が常に活用できるよう、機器のメンテナンスや燻蒸処理、展示資料などの入れ替えを定期的に行っています。
- ◆ 博物館は開館して 9 年が経過し、この間に機器の劣化も見られます。
- ◆ 学芸員を中心に年 2 回の企画展などを実施しています。

<課題>

博物館施設の機能を維持、充実していくため、定期的な機器の更新や整備が必要です。

<基本的な方向性>

市民が生きた自然を学べるよう積極的に活動を行う博物館を目指します。

<取組>

① 展示資料・設備の充実並びに展示方法の工夫

- ・ 整理が終了した資料や新たに購入した資料などを定期的に入れ替えることで、展示資料の充実を図るとともに、映像機器のメンテナンスや剥製・標本類の定期的な燻蒸処理などを実施することで、資料・設備の維持管理を行います。
- ・ 日常、定期点検により機器の取り換えなどの大規模な補修工事を必要とする場合は、平準化が図られるよう計画的に実施していきます。
- ・ 最新の情報を展示に活かすために展示室の計画的なリニューアルを行うとともに、既に設置されているプロジェクションマッピングや博物館で制作した動画番組などを用いて、日田の自然や文化がより理解できるよう、更なる展示方法の工夫を目指します。

② 学校や公民館との連携

- ・ 学校や公民館からの見学を受け入れるとともに学校や公民館へゲストティーチャーとして出向き、説明を行うなど、双方向の連携を進めていきます。
- ・ 学校や公民館で博物館の展示を見てもらえるよう、企画展の展示図録や映像資料の配布及び展示パネルや展示物の貸出しを行っています。

③ 市民自らがボランティアなどで博物館活動に参画できる体制づくり

博物館活動に興味や関心を持つ市民や子どもたちを育成するなど、市民がボランティアとして博物館活動に参加できる体制づくりに取り組みます。

④企画展の開催

日田の自然や文化に関心を持ってもらうため、年2回の企画展などを開催します。

⑤観光事務部局との連携

博物館の認知度の向上及び本市の観光振興に貢献するよう、観光事務部局との連携を進めていきます。

⑥専門的な知識を持つ学芸員の配置

学芸員の専門知識を活かした博物館運営を行っていきます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
博物館入館者数	11,805 人	H29	12,000 人
公民館や学校等の団体利用回数	27 回	R 4	25 回
企画展 1 回あたりの入場者数	2,958 人	R 6	3,000 人

(2) 所蔵資料の整備・充実

<現状>

市民より寄贈を受けた未整理の植物標本などが残っていることから、有識者による標本の整理や同定などを行い、博物館収蔵資料のデータ化を進めています。

<課題>

博物館収蔵資料として活用を図るために、標本の整理・同定作業を今後も継続して進めていく必要があります。

<基本的な方向性>

展示物として有効活用を図るため、未整理の標本を整理・同定し、博物館収蔵資料データを作成します。

<取組>

①収蔵資料の整理

資料の適正な管理を行うとともに、未整理の標本や市民等から寄贈された標本等の整理を引き続き行います。

②収蔵資料の活用

収蔵資料の整理やデータ化を進め、資料の展示や学校・公民館への貸出しなどの活用を図っていきます。

③ 収蔵資料の充実

展示室のリニューアルに向け、新たな資料を計画的に購入することで、資料の充実に努めます。

(3) 体験学習の場の提供及び調査研究の実施

<現状>

- ◆ 子どもたちに自然や科学に対して興味や関心を持ってもらうため、自然教室や科学実験にチャレンジ教室などを開催しています。
- ◆ 令和5(2023)年度をもって、郷土日田の自然調査会に委託した市内全域の自然調査は完了しましたが、市内河川における淡水魚などの生息状況調査は引き続き実施しています。

<課題>

日田の自然の豊かさを理解してもらうため、郷土日田の自然調査会など市民グループの専門知識を活かし、公民館や学校などと連携して普及啓発活動に取り組む必要があります。

<基本的な方向性>

自然・科学に関心を持つ子どもたちを育成し、自然環境の大切さを継続して啓発していくために、各種事業に取り組んでいきます。

<取組>

① 森林ガイドブックの活用

森林環境譲与税を活用し作成した日田の豊かな森が育んできた自然の公益的機能が学べるガイドブックを自然環境学習資料として活用していきます。

② 自然や科学に関する各教室の開催

市民向けの自然観察会などの教室のほか、小中学生を対象とした夏休みの自然教室や科学実験にチャレンジ教室などに継続して取り組んでいきます。

③ 自然調査研究活動と情報発信

- ・ 市内の河川に生息する淡水魚をはじめとする生物調査を市民団体と連携して実施し、その成果を市民に公開し、情報発信に努めます。
- ・ 市内にある多種多様な動植物が生息する森林を活用して、関係団体と連携し啓発活動に努めます。

④ 博物館報の発行

博物館事業活動などを中心に記録・広報することを目的に、今後も継続して発行していきます。

指 標 名	基準値		令和9年度
		年度	目標値
自然教室1回あたりの参加者数	19人	R6	20人
自然研究作品展参加者数	147人	R6	150人

4.図書館機能の充実と読書活動の推進

(1)蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化及び利用者サービスの充実

<現状>

少子高齢化、高度情報化、グローバル化、社会構造の変化等が進む中、図書館に対する利用者ニーズは多様化・複雑化しており、図書資料の収集・整理・保存・提供といった、図書館の基本的機能について更なる充実が望まれています。

<課題>

貸出冊数は、平成27(2015)年度をピークに年々減少傾向となり、令和2(2020)年コロナ禍以降、更に減少しています。引き続き、利用者ニーズに応える図書整備を推進し、図書館の利用促進に取り組んでいく必要があります。

<基本的な方向性>

利用者ニーズを的確に把握し、図書資料の適切な購入と廃棄による蔵書構成の適正化と蔵書管理の効率化及び利用者へのサービス向上のため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①図書資料整備事業の推進

- ・ 現在、蔵書数は館の収蔵能力とされる15万冊を維持していますが、古くなり利用されない図書資料も多くあることから、利用者ニーズを踏まえながら、適切に資料収集方針に則った図書資料の購入や寄贈図書の受入れと廃棄を推進し、図書館の基本的な機能の充実に努めます。
- ・ 選書モニターによる選書を継続し、魅力ある蔵書構成の推進に努めます。

②インターネットによる情報提供

インターネットサービスの更なる充実と強化を図るため、わかりやすい案内チラシの更新とともに、令和6(2024)年8月から、スマートフォンに利用者カードを表示できる「Web利用者カード」サービスを開始しました。引き続き、利用者の興味を喚起し、非来館での利用促進につながるような図書館ホームページやSNS等による情報発信に取り組みます。

*1 選書モニター
新刊書の中から、購入する本の選書をしていただく方々。募集し、応募された市民の方々が選書を行っている。

また、利用者カードのオンライン申請（新規登録・変更等）に向け検討します。

③職員資質向上への取組

- ・利用者からの質問や情報提供等のサービスを充実させるため、各種の職員研修会への参加や自主研修会・合同研修会等を実施しながら、職員の資質向上に取り組めます。
- ・窓口業務委託業者による利用者アンケートを実施することにより、利用者満足度を把握し、利用者の意見や要望に対して業務改善に努めます。

④県立図書館及び県内各図書館との連携

県立図書館を中心とした県内公共図書館と連携し、相互貸借による不足資料の貸出等、サービスの向上に努めます。

⑤安定した*2レファレンスサービスの提供

司書有資格者の確保とともに安定したレファレンスサービスの提供など、利用者サービス向上のため、引き続き窓口の業務委託に取り組めます。

*2 レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
図書貸出冊数（年間）	187,161冊	R 5	187,000冊
窓口業務従事者の司書資格保有率	77%	R 5	50%

(2) 施設活用の促進と各種グループ等の活動支援

<現状>

- ◆ 読み聞かせグループや読書会等の自主活動グループは、それぞれ月に1回、活動を行っています。また、図書館ボランティアについても、それぞれが選書や図書の整理などの活動を行っています。
- ◆ 施設の活用については、会議室を使用していないときには、一般開放を行い学習室として提供しています。

<課題>

- ◆ 読書会等の自主活動グループは、構成員の高齢化により活動の継続が厳しい状況にあります。また、ボランティアの申込者も減少しています。
- ◆ 研修室は有料（一部減免）ですが、小学校の社会見学の利用しか無いため、外部への利用促進が必要です。

<基本的な方向性>

情報集約と生涯学習の拠点施設として、適切な情報提供に努め、広く市民に活用を促すとともに、各種活動の支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①情報提供及びPRの推進と図書館活用の促進

- ・ 広報ひた、図書館だより、ホームページなどを通じ、各種情報の提供と施設利用のPRを展開しながら魅力ある図書館づくりに取り組み、リピーターや新たな利用者の確保に努めます。
また、ボランティアの募集については、様々な団体が発行する広報チラシへの掲載を依頼するなど幅広く周知を行います。
- ・ 会議室を使用しない時は、会議室を学習の場として一般に開放するとともに、1階の*1ブラウジングコーナーの一部を学習スペースとして、引き続き提供します。
- ・ 企業や民間団体等に対し研修室の利用を促進します。
- ・ 地域の団体の活動紹介や作品展示などに研修室の利用を促進します。

*1 ブラウジングコーナー
新聞や雑誌等をゆっくりと閲覧できるスペース。

②図書館ボランティア及び自主活動グループに対する支援と連携の促進

- ・ 読み聞かせ等のボランティアや各自主活動グループに対する豊かな学びを支える活動支援及び連携・協力の推進に努めます。
- ・ 読み聞かせ等の希望のある図書館ボランティアの申込者に対しては、自主活動グループ等を紹介するなど、活動の継続につながる支援に努めます。
- ・ 自主活動グループに対する活動場所や資料等の提供による支援を継続します。

(3) 公民館との連携による遠隔地サービスの充実

<現状>

振興局及び振興センター管内の地区公民館を拠点に、宅配業者への委託により、地区公民館を通して図書館の所蔵する本を借りられる遠隔地図書貸出事業に取り組んでいます。

<課題>

貸出冊数は平成30(2018)年度をピークに減少傾向にあるため、より分かりやすく制度周知を行うなど、利用促進に努める必要があります。

<基本的な方向性>

より良い形での遠隔地サービスを行うため、地区公民館との連携を図りながら、以下の点を中心に取り組めます。

<取組>

①図書配送サービスの促進

読みたい本を地区公民館を通じて借りられる配送サービスや、直接自宅まで届ける有料宅配サービスを継続して行い、利用者へのサービスの充実に努めます。

②遠隔地サービスの促進

年度当初の公民館主事への遠隔地図書貸出事業の内容説明などを行い、地区公民

館との連携強化を図りながら、定期的な新着本リストの公民館での掲示や、防災ラジオ放送による制度周知のほか、新たな利用促進策を検討しながら、サービスの充実に努めます。(令和8年度～市内全域の地区公民館を対象)

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
遠隔地図書貸出事業の利用冊数	658 冊	R 5	660 冊

(4) 学校及び福祉保健関係課との連携

<現状>

- ◆ 学校図書館との連携については、希望校に対する巡回図書の実施や学校図書館員との合同研修会、学校図書館が必要とする図書資料の情報提供等に努めています。
また、学校図書館との情報交換や情報共有を図るため情報誌を発行しています。
- ◆ 福祉保健関係課との連携については、7か月児健診時に乳児向けの絵本を配布し、親子のふれあいを支援する、ブックスタート事業を実施しています。

<課題>

- ◆ 学校図書館との更なる連携を深め、子どもたちの読書環境の向上を図っていく必要があります。
- ◆ 子どもを情緒豊かに育てるとともに読書に対する意識の高揚を図る必要があります。

<基本的な方向性>

学校図書館及び福祉保健関係課との連携強化を図り、児童生徒の読書環境の向上と子育ての支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①学校図書館等との連携強化

- ・ 学校図書館への巡回図書の継続と団体貸出の更なる利用促進、学校図書館員との意見交換会や合同研修会の実施など、学校図書館との連携強化を図り、子どもの読書環境を充実します。
- ・ 図書館見学や職場実習の積極的な受入れを行い、子どもたちの図書館活用の促進に努めます。

②学校と連携した学習活動の支援

- ・ 子どもたちの読書や学習意欲の向上を図るため、興味や関心事から学びにつながる内容のイベントを開催します。

③ブックスタート事業の推進

- ・ 福祉保健関係課との協働により、新生児に絵本を配布する「ブックスタート事業」を継続し、絵本の読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりを支援します。
- ・ 子育て支援センターとの連携による読み聞かせ会を継続し、配布した絵本の活用と正しい読み聞かせの啓発を行い、子育て世代の図書館の利用促進に努めます。

④各団体への団体貸出の推進

- ・ 放課後児童クラブ、私立こども園・保育園、公立こども園に、利用促進チラシを配布し、団体貸出の普及啓発を行います。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
ブックスタート事業対象者への絵本の配布率	94.0%	R 5	90.0%

(5) 魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進

<現状>

図書館施設は、建設後36年が経過していることから、経年劣化による老朽箇所については、必要に応じて補修・改修を行いながら、利用者が安心して快適に利用できるよう施設環境の整備に努めています。

<課題>

照明器具や貨物リフト等の設備についても老朽化が進んでいることから、定期点検を行いながら、適宜、補修等を行う必要があります。

<基本的な方向性>

住民ニーズを踏まえながら、図書館に必要とされる機能や安全で快適に利用できる環境整備を計画的に行うため、以下の点を中心に取り組みます。

<取組>

①施設補修・改修の推進

- ・ 施設の老朽化対策は、適宜必要な補修等の実施により施設の延命対策を講じながら適正な維持管理に努めます。照明器具は、順次 LED へ交換していきます。
- ・ 図書館内には、低書架化など見やすく使いやすい書架配置への改善や、児童コーナーを一般開架と隔離する静かな利用環境の提供等、図書館の新たな役割や機能をより一層充実させる必要があることから、令和6年度に「日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議」で検討し、「目指す図書館像」が報告されました。今後は、その実現に向けて取組を進めます。

指 標 名	基準値	令和9年度	
		年度	目標値
図書貸出延人員（年間）	44,146 人	R 3	44,000 人